第五節　運用上の協力のための措置
第二十四条　通報
第二十五条　原産地証明の確認
第二十六条　秘密性
第二十七条　不正行為に対する罰則及び措置
第二十八条　運用上の手続規則
第二十九条　雑則
第六節　最終規定
第三十条　原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会
第三十一条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定
付録一　品目別規則
付録二　原産地証明書の様式
付録三　原産地申告の申告文

第一節　総則

第一条　定義

この附属書の規定の適用上、

(a) 統一システムの「類」、「項」及び「号」とは、それぞれ統一システムの類（関税分類番号の最初の二桁の番号）、項（関税分類番号の最初の四桁の番号）及び号（関税分類番号の六桁の番号）をいう。

(b) 「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について、この附属書の第十九条に規定する認定輸出者の認定について、及びこの附属書の第二十五条に規定する原産地証明の確認について、責任を負う当局をいう。日本国については経済産業省とし、スイスについては連邦関税管理局とする。

(c) 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、当該締約国又は当該第三国の関税に関する法令の運用及び執行について、責任を負う当局をいう。日本国については財務省とし、スイスについては連邦関税管理局とする。

(d) 「輸出者」とは、輸出締約国の関税地域に所在する者であって、当該関税地域から産品を輸出するものをいう。

(e) 「工場渡し価額」とは、工場渡しの産品について、締約国の関税地域に所在する生産者であって、最後の作業又は加工を行ったものへの支払に係る価額をいう。この場合において、当該価額には、使用されたすべての材料の価額、賃金その他の費用及び利益（ただし、利益については、得られる産品が輸出される際に還付され、又は払い戻された内国税を減じた額とする。）を含む。

(f) 「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。

(i) 当該締約国の関税地域において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 両締約国の関税地域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人（いずれかの締約国の関税地域に本店を有する法人であって、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が両締約国の国民であり、かつ、両締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長及び上級乗組員のすべてが両締約国の国民であること。

(v) 乗組員の七十五パーセント以上が両締約国の国民であること。

(g) 「一般的に認められている会計原則」とは、資産又は負債として記録すべき財産又は債務、記録すべき資産及び負債の変化、資産及び負債並びにこれらの変化についての算定方法、開示すべき情報の範囲及び開示の方法並びに作成すべき財務書類につき、締約国の関税地域において特定の時に、一般的に認められている、又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な手続及び慣行であることを妨げない。

(h) 「輸入者」とは、輸入締約国の関税地域に産品を輸入する者をいう。

(i) 「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(j) 「非原産材料」とは、この附属書に従って原産品とされない材料をいう。

(k) 「関税上の特恵待遇」とは、第十五条1の規定に従って締約国の原産品について適用する関税率をいう。

(l) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、成育、栽培、繁殖、採掘、抽出、収穫、漁ろう、わなかけ、採集、収集、狩猟及び捕獲を含む。

第二節　「原産品」の概念

第二条　原産品

この協定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国の関税地域において完全に得られる産品であって、次条に定めるもの

(b) 当該締約国の関税地域において非原産材料を使用して得られる産品。ただし、当該非原産材料について、当該関税地域において、この附属書の第四条に規定する十分な作業又は加工が行われている場合に限る。

(c) この附属書の規定に従って当該締約国の原産品となる材料のみから、当該締約国の関税地域において得られる産品

第三条　完全に得られる産品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の関税地域において完全に得られる産品とする。

(a) 生きている動物であって、当該締約国の関税地域において生まれ、かつ、成育されるもの

(b) 当該締約国の関税地域において、狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物

(c) 当該締約国の関税地域において生きている動物から得られる産品

(d) 当該締約国の関税地域において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品

(e) 当該締約国の関税地域において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（(a)から(d)までに規定するものを除く。）

(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品

(g) 両締約国の領海外において、当該締約国の工船上で(f)に規定する産品から生産される産品

(h) 当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が、千九百八十二年十二月十日にモンテゴ・ベイで作成された海洋法に関する国際連合条約に基づき、当該海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。

(i) 当該締約国の関税地域において収集される産品であって、当該関税地域において本来の目的を果たすことができず、回復又は修理が不可能であり、かつ、処分又は部品若しくは原材料の回収のみに適するもの

(j) 当該締約国の関税地域における製造若しくは加工作業又は消費から生ずるくず及び廃品であって、処分又は原材料の回収のみに適するもの

(k) 本来の目的を果たすことができず、かつ、回復又は修理が不可能な産品から、当該締約国の関税地域において回収される部品又は原材料

(l) 当該締約国の関税地域において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られる産品